

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	大阪府
市区	大阪市
担当部署	福祉局総務部総務課(法人監理G)

吸収合併の場合		
基本情報		
1	合併理由書	
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	
3	存続する法人の定款	
4	吸収合併消滅社会福祉法人の財産目録及び貸借対照表	
5	吸収合併消滅社会福祉法人の負債を証明する書類	
6	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の財産目録	
7	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の事業計画書および収支予算書 (合併日に属する会計年度及び次会計年度)	
8	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の評議員、役員となるべき者の履歴書 および就任承諾書	
9	評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	
関係書類		合理的な理由
1	吸収合併消滅社会福祉法人の直近の決算に係る計算書類	合併にあたり会計上支障がないか確認するため
2	吸収合併存続社会福祉法人の直近の決算に係る計算書類	合併にあたり会計上支障がないか確認するため
3	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の評議員、役員となるべき者の欠格事由に該当しない旨の誓約書	役員等が欠格事由に該当しないことを確認するため
4	理事会で合併の承認をしたことを証する書面	理事会において社会福祉法人の業務執行の決定を行うと社会福祉法に規定されているため
5	合併契約書	合併内容を確認するため
6		

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	大阪府
市区	大阪市
担当部署	福祉局総務部総務課(法人監理G)

新設合併の場合		
基本情報		
1	合併理由書	
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	
3	合併により設立する法人の定款	
4	各法人の財産目録および貸借対照表	
5	各法人の負債を証明する書類	
6	合併により設立する法人の財産目録	
7	合併により設立する法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）	
8	合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の履歴書および就任承諾書	
9	評議員、役員になる者について、他に役員になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	
関係書類		合理的な理由
1	各法人の直近の決算に係る計算書類	合併するにあたり会計上支障がないか確認するため
2	合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の欠格事由に該当しない旨の誓約書	役員等が欠格事由に該当しないことを確認するため
3	理事会で合併の承認をしたことを証する書面	理事会において社会福祉法人の業務執行の決定を行うと社会福祉法に規定されているため
4	合併契約書	合併内容を確認するため
5		
6		

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	大阪府
市区	大阪市
担当部署	福祉局総務部総務課(法人監理G)

事業譲渡等にかかる定款変更の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会議事録	
3	現行の定款	
4	変更後の定款	
5	事業譲渡契約書	
6	新たに経営する事業の事業計画書および収支予算書 (事業開始日に属する会計年度及び次会計年度)	
7	施設長就任書・履歴書	
関係書類		合理的な理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	大阪府
市区	大阪市
担当部署	福祉局総務部総務課(法人監理G)

事業譲渡等にかかる基本財産処分の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会の議事録	
3	財産目録	
4	処分物件が不動産の場合は、その価格評価書	
5	対象施設の図面（面積の明記、国庫補助及びその他の別）	
関係書類		合理的な理由
1	現行の定款	現行の基本財産保有状況を確認するため
2	処分物件が不動産の場合は、その全部事項証明書	対象不動産の登記状況を確認するため
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

その他、添付書類に関する規則・ルール	合理的な理由

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。